

随意契約による市有地売却手続き

1 購入申込（譲渡申込書の提出）

- ・先着の方が優先となります。
- ・申請様式は「普通財産譲渡申込書」になります。ご覧のホームページから印刷してください。
- ・東御市総務部総務課財政係（市役所本館2階）へ持参又は郵送してください。
- ・申込書提出の際、誓約書、住民票（法人の場合は法人登記簿の現在全部事項証明書）、身分証明書（本籍所在地の市区町村長が発行する証明書）、印鑑証明書、住所地の市区町村税の完納を証明する納税証明書を各々1通添付してください。

※ 申請書、誓約書以外の各書類は、発行後3カ月以内のものとしします。

2 現地説明会

- ・現地説明会は行いませんので現地の確認は申請者において行ってください。
- ・現地案内を希望される方は連絡をいただければご案内いたします。

3 契約保証金の納入

- ・保証金の額は「契約額の100分の10以上に相当する額」（千円未満切り上げ）です。
- ・市から納入通知書をお渡ししますので、金融機関窓口から納入してください。

※ 契約保証金は土地代金に充当することができます。ただし、売買代金の全額が期限までに納入されない場合は、契約が解除され、納付された契約保証金は市に帰属することとなり、返還されませんのでご注意ください。

4 売買契約の締結

- ・契約保証金の納入が確認できたら売買契約（契約書は市が用意）を締結します。
- ・契約保証金納付日＝契約日となります。
- ・契約書には実印による捺印をお願いします。
- ・作成する契約書2通のうち1通に貼付する収入印紙は購入者負担となります。

5 売買代金の納入

- ・市から納入通知書をお渡し又は郵送します。納入期限（契約締結の日から概ね60日以内）までに**売買代金の全額**をお支払いください。
- ・売買代金の納入＝所有権移転となります。

6 所有権移転登記

- ・売買代金全額の納入が確認できたら、市で所有権移転登記の手続きを行います。所有権移転に掛かる登録免許税（収入印紙）は購入者負担となります。（税額は別途お知らせします）
- ・所有権移転登記が完了したら登記識別情報通知書をお渡し又は郵送します。
- ・受領書を提出又は返送いただくと、手続きは完了です。

※ 売買に掛かる費用は、売買代金（契約保証金含む）及び契約書に貼付する収入印紙、登録免許税などです。なお、不動産を取得した際の不動産取得税、固定資産税・都市計画税等の税金がかかりますのでご承知ください。